

パブリックコメント(意見公募)

あきる野市 学校給食センター 整備計画(案)に対する 意見を募集します

市では、老朽化した学校給食センターを整備するため、「あきる野市学校給食センター整備計画」を策定します。

この計画(案)について、多くの意見を計画に反映させるため、皆さんの意見を募集します。

計画(案)の概要、食育の推進を図り、栄養バランスのとれた安全・安心でおいしい給食を提供し、子どもたちの心身の

健全な育成を図るため、老朽化した3か所の給食センターを1か所に集約し、学校給食衛生管理基準に適合する新たな学校給食センターを整備する計画です。整備計画の策定にあたっては、庁内で組織する「学校給食センター整備計画策定委員会」を設置し、調査、検討を行いました。

計画(案)の閲覧場所情報公開コーナー(市役所4階)、学校給食課(秋川学校給食センター)、五日市出張所、中央公民館、市内各図書館、市ホームページにも掲載

しています。意見の提出方法 2月14日(木)までに、A4用紙などに、意見と住所、氏名、電話番号(法人など)の場合は、所在地と団体名、代表者の氏名、電話番号)を記入し、送付してください(直接提出、ファックス、メールでも受け付けます)。

電話や窓口での口頭による意見の受付は行いません。その他 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。個別に回答はしません。提出・問合せ 学校給食課秋川学校給食センター係(〒197 0802

草花2892、558・1123、☎559・8008、☒koh001@city.akiruno.tokyo.jp)

第3次あきる野 男女共同参画プラン (案)に対する 意見を募集します

市では、男女が性別にかかわらず、共にあらゆる分野に参画することができ、社会の実現に向けて、あきる野男女共同参画プランを改定します。

このプラン(案)について、多くの意見を計画に反映させるため、皆さんの意見を募集します。主な重点施策

高額医療・高額介護合算制度のお知らせ



高額医療・高額介護合算制度は、健康保険と介護保険の両方の制度での自己負担額(1)の合計が世帯

(2)で高額になり、限度額(表)に500円を足した金額を超えた場合、超えた部分の金額について、それぞれの保険から支給される制度です。

ただし、健康保険と介護保険のいずれかの自己負担額が0円の場合は対象になりません。

対象となる期間は、平成23年8月から平成24年7月までの12か月間です。

支給申請などの受付は、平成24年7月31日現在加入していた健康保険(3)が窓口になります。

1: 食事代、差額ベッド代、高額療養費などは対象外
2: 同じ健康保険に加入している家族が対象
3: 被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険などの医療保険

平成24年7月31日現在加入している健康保険です。以前加入していた介護保険や健康保険から「自己負担額証明書」を取り寄せて、申請してください。

自己負担額証明書の交付申請 健康保険に異動があった場合や介護保険の「自己負担額証明書」

(4)が必要な方は、健康保険証、介護保険証、はんこ、振込先の口座番号が分かるもの(国民健康保険の場合は世帯主のもの)をお持ちの上、窓口で手続きをしてください。

4: 証明書の発行は、介護保険は2週間程度、国民健康保険と後期高齢者医療保険は2か月程度の後に送付します。問合せ 保険年金課関係・後期高齢者医療係、高齢者支援課介護保険係

平成24年7月31日現在加入している健康保険に加入していただく。対象となる期間に転入、就職、退職などで健康保険が変わった方、申請を受け付けられる健康保険は、

平成24年7月31日現在加入している健康保険です。以前加入していた介護保険や健康保険から「自己負担額証明書」を取り寄せて、申請してください。

表 高額医療・高額介護合算医療制度の限度額

所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険か国民健康保険+介護保険(70歳~74歳)	被用者保険か国民健康保険+介護保険(70歳未満を含む)
現役並み所得者		67万円	126万円
一般		56万円	67万円
住民税非課税世帯	低所得	31万円	34万円
	低所得	19万円	

配偶者からの暴力の防止ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 政策・方針決定過程への男女共同参画プラン(案)の閲覧場所情報公開コーナー(市役所4階)、生涯学習推進課、五日市出張所、中央公民館、市内各図書館、市ホームページにも掲載しています。

意見の提出方法 2月14日(木)までに、A4用紙などに、意見と住所、氏名、電話番号を記入し、送付してください(直接提出、ファックス、メールでも受け付けます)。

電話や窓口での口頭による意見の受付は行いません。

国民年金 国民年金保険料は、1年度分(4月~翌年3月分)、半年分(4月~9月分、10月~翌年3月分)を前払いすると割引になる「前納制度」があります。さらに口座振替で「前納制度」を利用すると、割引されて大変お得です。また、通常、その月の保険料は翌月末に指定口座から引き落とされますが、当月末に引き落とすことで月々の保険料が50円割引になる「早割制度」もあります。



国民年金 お得な口座振替の 前納申込みはお早めに

金融機関(郵便局含む)の本店、支店が年金事務所(市役所では申し込みできません)を公表します。個別に回答はしません。提出・問合せ 生涯学習推進課生涯学習係(〒197 0814 二宮350、直通558・2438、☎558・1560、☒koh001@city.akiruno.tokyo.jp)

小規模等随意契約希望事業者登録の受付 市では、少額の随意契約(単価契約含む)を希望する事業者を対象に、小規模等随意契約希望事業者登録の受付を行います。この登録では競争入札に参加できませんので、競争入札に参加を希望する事業者は、インターネットを利用した東京電子自治体共同運営の電子調達サービスによる入札参加資格申請を行ってください。

登録受付 受付開始日: 2月1日(金)

改正高年齢者雇用安定法が4月1日から施行されます

少なくとも年金受給開始年齢までは、高年齢者が意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、改正高年齢者雇用安定法が4月1日から施行されます。今回の改正では、65歳未満で定年に達した人



を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる現行の仕組みを廃止し、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが義務付けられます。また、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲拡大や義務違反の企業に対する公表規定の導入などが改正されました。

受付時間: 午前9時~11時、午後1時~5時
受付場所: 契約管財課
対象 市内に本店がある事業者
申込書類の配布 契約管財課で配布(市ホームページからダウンロードも可)
資格有効期間 4月1日~平成26年3月31日
問合せ 契約管財課契約管財係(直通558・1390)